



十二月に立ち上げ、今後は法令外国語訳整備の取組についての司令塔役を果たすことになりますが、そこでは、翻訳提供のコンテンツの充実や利用サービスの改善等について検討を進める予定でございます。

政府が翻訳する整備の法令の範囲、それからそ  
の優先順位につきましても、翻訳ニーズやユ  
ーザーの意見を十分に聞き、また委員の御指摘も踏  
まえ、関係省庁と協力の上、必要な検討を行つて  
まいりたいと考えております。

○元榮太一郎君 ありがとうございます。  
優先順位付けは大変大事なことだと思ひます  
が、既に御検討いただいているAI翻訳も含めま  
して、翻訳のスピードそしてクオリティーは飛躍  
的に高まっているところだと思いますので、でき  
る限りのオープンな、そういう法令の外国語訳、  
これ取り組んでいただきたいなというふうに思つ  
ております。

次に、判決文のデータベース化について伺いま  
す。

八月十日の読売新聞に「全国の民事判決DB  
化」という見出しの記事が掲載されました。お配  
りの配付資料でもござりますとおり、これが実現  
いたしますと裁判官も弁護士も過去の同種事件の  
検索が容易になります。そしてまた、判決が全て  
データベース化されることで、判決文のこれまで  
人工知能によるディープラーニング、こういった  
ものが可能になりますので、判決、裁判の結果が  
予測がしやすくなつてまいります。

このような効果というのは、裁判手続の適正迅  
速化にもつながると思いますし、そしてまた弁護  
士の生産性向上にもつながりますので、一件当たり  
の稼働時間を見らせる結果、弁護士費用の低減  
ということも期待できるのではないか、そうす  
ると、これは国民にとってもメリットあるぞと、  
こういうようなことになつてくるわけです。  
そこで、内閣官房に伺いますが、この記事によ  
りますと、データベース化の対象から刑事と少年  
事件というこの二つのジャンルが除かれるという

ことですけれども、刑事案件の裁判例も、匿名処  
理等のプライバシーへの配慮はしつつ、全て公開  
するのもよいのではないかと私は思います。こ  
れによりまして、量刑の予測が可能になつたり、  
また例えば独禁法のような、独禁法違反のよう  
な経済犯罪についてもどのような行為が犯罪になる  
のかというこの予測精度が高まりますので、刑  
事コンプライアンス側面でも向上効果が期待され  
るのかなというふうに思つております。

そこで、刑事案件も含めました全判決データ  
ベース化についての御見解を伺いたいと思いま  
す。  
○政府参考人(佐藤正之君) お答え申し上げま  
す。  
政府の成長戦略の一環としまして、我が国のビ  
ジネス環境改善を図るために、内閣官房が主催し  
まして、オンラインでの紛争解決を推進する有識  
者の検討会を設けておりまして、そこにおきまし  
て、司法アクセスの改善や紛争解決機能の向上等  
を目指しまして、民事紛争解決におきますIT、  
AIの活用の検討を行つております。

その中で、日本の紛争予防・紛争解決システム  
全体の質の向上を図るという観点から、民事事件  
の判決情報の活用、民事事件の判決情報に係るA  
I分析の活用等に関しましても今後議論を行つて  
いくという状況でございます。

他方で、本検討会は、冒頭に申し上げました  
が、成長戦略の観点からビジネス環境の改善に資  
するというのが念頭にありまして、その観点から  
、民事紛争解決の利用拡大、機能強化を図ると  
いうことが主眼でございまして、したがつて、御  
指摘の刑事事件も含めた全判決のデータベース化  
は今のところ検討対象外になつておるということ  
でございます。

いずれにしましても、まずは裁判手続のIT化  
の検討も進展している民事訴訟事件から、本検討  
会に加わっている法務省や最高裁とも連携しながら  
、データベース化も含めて、判決情報の活用拡  
大を目指して検討を進めてまいりたいというふう  
に考えております。

○元榮太一郎君 これも優先順位付けの問題だと  
思いますので、まずは民事判決、民事の裁判例か  
らスタートでいいと思うんですが、その後、家  
事、行政、そして刑事についても目指していく  
もらいたいなというところで、私から強く要望し  
ておきたいと思います。

十一月十二日の質疑においても質問いたしまし  
たが、先月、更生保護制度施行七十周年記念全国  
大会が開催されました。その際、安倍総理から、  
保護司の方々を始めとする地域の力によって支え  
られた我が国のが更生保護制度は世界に誇れるもの  
と確信している、更生保護を支える民間の方々の  
御活動は欠くことができない極めて重要なもの、  
更生保護の諸活動がより一層充実するよう私も取  
り組んでまいる決意との御発言がありました。

他方で、保護司を始めとする更生保護ボラン  
ティアの扱い手不足の状況は深刻です。これまで  
も社会を明るくする運動など草の根の広報活動に  
取り組んできているというのですが、将来、更  
生保護ボランティアの扱い手と期待されるのは若  
年層の人たちであると思います。彼らに対する広  
報活動というのも重要な要素になると私は思つ  
ております。

来年は、コングレスが五十年ぶりに日本で開催  
されるとともに、社会を明るくする運動の第七十  
回目という節目のときでもあるそうです。これを  
機に、若年層の人たちに更生保護や保護司の方々  
の活動を知つてもらうために、若年層で普及して  
おります。お配りの配付資料にもございます。

これ、記事によりますと、松山市の更生保護施  
設で、元受刑者らが野菜を育てて地域住民らに料  
理を振る舞うための資金をクラウドファンдин  
グで募つたところ、僅か一日間で目標額の四十  
万円を達成したということで、今はもう百万円に  
迫つてゐるというような話を聞いております。入  
所している元受刑者らが生きがいを感じられるよ  
うな取組によつて、社会への復帰を促進してい  
く、このような可能性は大いにあるかなと思って  
おります。

先ほどのSNSを通じた広報活動もそうですが  
れども、インターネットを活用して更生保護活動  
をより多くの方に知つてもらうということで、元  
受刑者らが社会から孤立することを防ぐといふ  
ことにもつながつてまいります。

法務省では、今年度中にも成功事例をマニュア  
ル化し、効果的な活用方法を全国に広める考えで  
あるということですが、現在の進捗状況をお聞か  
せいただくとともに、ほかにも成功事例があれば  
お聞かせください。

○政府参考人(今福章二君) お答えいたします。  
更生保護の広報活動につきましては、これま

で、社会を明るくする運動におきまして、更生保  
護マスコットキャラクターを活用したポスターや  
リーフレットの作成、街頭広報やイベントの開催  
のほか、法務省ユーチューブチャンネルや保護局  
公式ツイッターといったSNS等の活用を通して  
して、更生保護ボランティアの活動等につきま  
し情報提供に努めてまいりました。

他方で、ただいま委員御指摘のとおり、保護司  
を始めとする更生保護ボランティアの扱い手が不  
足しておりますので、その確保のため一層効果的な  
広報が求められているところでございます。  
そこで、特に将来の扱い手として期待される若  
年層の方々の御理解、御協力をいただきますよ  
う、SNSのより一層の活用など、広報の在り方  
について工夫してまいりたいと考えております。  
○元榮太一郎君 このSNSを通じた広報活動に  
も関連してくることは思うのですが、先週の二  
十一日の読売新聞の夕刊に、更生保護にクラウド  
ファンディングを活用した事例が取り上げられて  
おります。お配りの配付資料にもございます。





て不起訴不当だという結論が出たという、ついでにこの間のニュースなんですが、この事件、事案についても御申立て下さい。

○政府参考人(太刀川浩一君) お答えします。

今お尋ねの事案、報道、毎日新聞の十一月二十一日付けの記事に掲載されたものということでござりますが、承知をしております。

○有田芳生君 この検審の議決も読んで驚いたたゞですけれども、それ以上に驚いたのは、太刀川案義呂、柳平三、三浦一、つゝ口つて、この文二

請官 御存じがどうか  
もしくは、もし知っていたら教えてください。  
ただきたいんですが、この建造物侵入で書類差し  
検された当時警察官は、今から十四年前、二〇〇〇年  
五年に建造物侵入で現行犯逮捕されていたとい  
うのは御存じですか。

北海道警察の職員が以前に建造物侵入の事案を起こしたのではないかというお尋ねでございまして、それとも、特定の個人に係ります犯罪歴等の旨

無につきましては、その個人のプライバシー等に特徴の個人情報を守り、個人情報等の有無を含めてお答えを差し  
関わりますため、その有無を含めてお答えを差し

控えさせていただきますけれども、一般論として申し上げますと、警察におきましては、被害の申告などがありますれば、個別の事案の具体的状況に即して、法と証拠に基づき所要の捜査を行うなど、適切に対応していくものと承知しております。

○有田芳生君 一般論じやないんです。二〇〇五年に、この当時警察官は建造物侵入で現行犯逮捕されている。個人の特定の問題があるとおっしゃいますけれども、当時 北海道新聞も含めて、地元紙二つに大きく報じられているだけではなくて、時事通信も報じているんですよ。何で報じられてますか。その理由はお分かりですか。

○政府参考人(太刀川浩一君) ただいま御指摘の報道につきましては承知をしておりませんので、その報道の理由についても承知はしておりません。

○有田芳生君 なぜ新聞が、個人名も、それから

当時の職場の名前も年齢も新聞記事に、時事通信を含む二三つの報道から、うそ、當時、

に何人も警察官がやつてきてその場から立ち去ら  
せらうよ去る銀逃二、うつは可てハニシヨ

ルルルルルルルルルル

○政府参考人(河野真君) お尋ねの件につきまし  
か。 セるよんを法的根拠というのに何なんでしょう

ては、七月十五日に札幌市で街頭演説が行われた際に、北海道警察が現場において講じた措置についてのお尋ねでございますけれども、本件に関する

る告発状が検察庁に提出されているとのことであり、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察に

おいて引き続き事実確認を行つてあるものと承知しております、これ以上のお答えは差し控えさせてい

○有田芳生君 前回の質問で冒頭に、お答えは差  
し空乞ふせて、ござきこゝへうここは言つな、  
たたきます。

しおもせさせていたたきたいといふことは言わないと  
でくれと言いましたけれども、河野審議官は三十  
分余りの質問の中で、私の質問の中で七回同じ言

葉を語られました。四分に一回。今、まだこの質問、一、二分のところで一回。

じゃ、お聞きをしますけれども、前回、どうい  
う告発を受けているのかという質問をしましたと

ころ、承知していないと言わされました。それからもう一ヶ月近くです。どういう告発を受けたんで

○政府参考人(河野真君) 承知しておりません。

続きを聞きますよと通告しているのに承知していないんですか。

○政府参考人(河野真君) 警察といたしましては、告発を受けている立場であることなども踏ま

えまして確認をしなかつたところでござります。  
○有田芳生君 中身を教えてくださいということ

じやなくて、告発を受けているというから、どういう内容で告発を受けているのか、そんなの分か  
るでしょ？、もう一か月立つているんですよ。今

日の質問は前回の続きだといふのは通告している  
じゃないですか。中身を具体的に教えてくれとい

う話じやないんですよ。  
どういう告発なんですか。

○政府参考人(河野真君) 確認いたしていないと

げようか、ジンジャー・エール飲むというようなことを女性警察官が言っている。こういうことが起きたんですよ。

もう一度繰り返しますけれども、別の女性たちは、六十歳過ぎの女性たちは、年金どうなるのかというのが不安で、そのプラカードを持つて、掲げちゃいけない、そこに警察官がやつてきて、ここからどいてくれ。

どこにそれが、トラブル防止の観点から、前回、一般論として政府参考人おつしやいましたけれども、一般論だけれども、警察官職務執行法に基づいて、危険な事態がある場合、その場に居合わせたりする方を避難させたり、犯罪がまさに行われようとするのを認めた場合には、その行為を制止したりするのは、これは当然なんだけれども、膝にプラカードを置いているだけ、やじ一言を発しただけ、何も発していない人にどうしてそういう排除をする法的根拠はあるんですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 はい、二回目ですね。

じゃ、伺いますが、答えを差し控えなければならぬ理由として、今事実確認をしているとおつしやいました。事実確認できていないじゃないですか、もう五ヵ月目ですよ。もう同じ答弁をしていただくのも気の毒だから、余り言いたくなかったけれども、ネットを見れば、今だつてそのときの状況は残っていますよ。当時、テレビ各社、そこにいたわけですから。

今日もお示ししましたけれども、安倍総理を支持します、そういうプラカードの中で一人の人が一言発して排除されたんだけれども、事実関係もう明らかじゃないですか、四ヵ月、五ヵ月目、違いますか。事実関係、何を確認されているんですか。

○政府参考人(河野真君) 本件に関する告発状が検察庁に提出されているとのことであり、その処

理の状況を踏まえつつ、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。

北海道警察からは、その結果を踏まえ、必要な説明を行っていくとの報告を受けております。

○有田芳生君 一ヶ月、何にも変わっていない。事実はもう明々白々じゃないですか。事実確認ができないのではなくて評価ができないんじゃないんですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。

○有田芳生君 こういうことが五ヵ月も事実確認だとおつしやっているときに、警察庁はもう北海道警に、本部長に指導をなさつたりはないでしょうか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 はい、二回目ですね。

じゃ、伺いますが、答えを差し控えなければならぬ理由として、今事実確認をしているとおつしやいました。事実確認できていないじゃないですか、もう五ヵ月目ですよ。もう同じ答弁をしていただくのも気の毒だから、余り言いたくなかったけれども、ネットを見れば、今だつてそのときの状況は残っていますよ。当時、テレビ各

北海道警察からは、現場におけるトラブル防止の観点からの措置を講じたものとの報告を受けてはなくして、当時、北海道警察は違った説明していますが、いかがですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、北海道警察からは、現場におけるトラブル防止の観点からの措置を講じたものとの報告を行っていますが、いかがですか。

○有田芳生君 違うんです。そういう発表は当時、北海道警察しておりません。

もう同じことを繰り返してもしようがないで、すけど、当時、北海道警察はメディアなどに対しても選挙の自由妨害罪だと、そう言つたんです。それは御存じないです。

○政府参考人(河野真君) お答えいたします。

北海道警察からは、その点につきまして、あらゆる違法事案の発生を想定して対応しているとの趣旨で説明したものであるとの報告を受けておりました。

○有田芳生君 しつこいですけれども、もう一度お聞きしますけれども、七十七歳の男性が膝の上にプラカードを置いていて、どういうトラブルが予想できただんですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。

○有田芳生君 警察法あるいは警察官職務執行法、そこに明確に書かれているのは、皆さんもうプロですから十分御承知だと思いますけれども、北海道で行われたのはやっぱり濫用だと指摘されても仕方はない。

それが、実は北海道だけではなくて、写真にもお示ししましたけれども、札幌では七月十五日に

が、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しており、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 事実確認というのは具体的にはどうしたことなんですか。事実を確認する、事実は皆さんが考えている、北海道警が考えている事実というのはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(河野真君) 本件につきましては、繰り返しになりますけれども、本件につきましては、告発状が検察庁に提出されているとのことであり、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております。

○有田芳生君 事実は一つなんですよ、これは。ノンフィクションを書くときだってそうですけれども、テレビの番組作るときだってそうですけれども、事実は一つなんです。

北海道警察はそういう行為を取つたことを、公職選挙法に基づいて選挙の妨害だという判断を当時下していたんですよ。ところが、問題になり始めると確認中ということになつて、それ以降、五ヵ月に近くずつと確認中、確認中、確認中。しかも、確認中といつたって、事実を確認中です。何の事実を確認されるんですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、本件に関する告発状が検察庁に提出され

ているとのことであり、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において引き続き事実確認を行つてあるものと承知しております。

○有田芳生君 警察法あるいは警察官職務執行

で、安倍総理が行かれたときに同じようなことが起きていたり、それが資料の写真の下の方です。警察官がずっと周りを取り囲んでいます。だから、今年一月まで首相秘書官だった方がその後、警察庁の警備局長になられた、そんたくしているんじゃないかななんて疑われても仕方がないようなことが起きています。

もう一つお聞きます。

資料の右側の黒い写真を見てください。この男性、目隠しをしましたけれども、胸には赤いワッペンを貼っている。この赤いワッペンを貼っている方というのは、警察庁、どういう方なんですか。

○政府参考人(河野真君) 承知いたしております

○有田芳生君 さつき言つた大学生の女性が消費税反対と言つて、取り囲まれて運動させられた、もう一人の男性が、おまえら何やるんだといつて騒いでいるときに、この女性が携帯電話で写真を撮ろうとしたら、総理の近くにいたこの男性が道路を渡つてやってきて、黒いステックですけれども、おら、何撮つているんだばかやろう、撮つているんじやねえぞ。これ、元警察幹部にお聞きをしましたら、S.P.だという指摘がありました。こういうことがやっぱり、選挙の現場でいろんなことがありますけれども、続いてはいけないといふふうに思つんですよ。

もう時間が来たからやめますけれども、要するに選挙の妨害というのは、もう大音響で妨害するとかもう演説が続けられないというときには問題になつて、裁判にもなつて、最高裁でもあるいは大阪高裁でも判例がもうできているだけれども、やはり選挙の自由、公正を守る警察であつてほしいということをお願いしまして、質問を終ります。

○真山第一君 立憲・国民・新緑風会・社民の真山第一です。

前回の十一月二十一日の委員会に引き続いて、今日もI.R.推進法及び整備法に基づくカジノにつ

いて質問させていただきたいと思います。今日も内閣府とそれから観光庁からおいでいただきました。よろしくお願ひをします。

前回の委員会の最後のところで森大臣に答弁をいただいたんです。そのときに、カジノの違法性をなくすための条件の一つとして、公益性といふところからの観点があるというような答弁をいました。これ、公益性ということは、つまり公営ギャンブルと同様に、地元の自治体に対しても納付金、お金を納めるということもあるので、そういうところが公益性という観点とされているのです。

今日は、公益性というものについてもう少し引き続いてお伺いをしていただきたいなと思います。

前回の委員会で、政府の答弁では、いわゆるカジノは売上げ全体から払戻金を払つた後に粗収益、GGRというふうにいただきましたけれども、そのGGRというものがありますけれど、まあ経営があまくいっているときはいいかもしれません。でも、カジノだって経営がおかしくなるときはあるし、世界にあるカジノを見たって、経営がおかしいカジノとかあるいは倒産したカジノもあるわけですから、いつも黒字になる保証はないというお答えをいたいたんですね。

○政府参考人(堀誠司君) お答えいたします。赤字になるということをございますが、ケースとしては極めてまれであるかございますが、完全にないというわけではないかと思います。ただ、そういったことをまずないというふうに考えて、これ、法律が制定されたときにも御答弁申し上げておりますが、カジノ粗収益がゼロを下回るということはまずないというふうに考えておりま

す。

ただ、GGRの計算におきましては、いわゆる賭け金からカジノ事業者が顧客に払い戻す、いわゆる勝ち金を控除したものというになりますので、算定式上は、数式上はマイナスになるということも想定されたものが法律上制度として設け

られているということございます。

○真山第一君 ちょっといろいろ回りくどい説明

かなとうふうに思いましたけど、やっぱり民間の会社である以上、どういう企業だって、やっぱり倒産、もしかすると赤字が出るんじゃないかなとう、そういう危険性を当然経営の中に含みながらやつてはいるわけですよね。いつももうかる、絶対もうかるなんてことはないわけだと思うんですね。

そういう意味で、お配りした表を見ていただくと分かると思うんですけど、いわゆるカジノというものは民間企業が経営している。これ、公営ギャンブルです、公営ギャンブルの納付金のケースなんですが、これ見ていただくと、中央競馬、競艇、totoというのが出ています。ほかにもあります、例としてはこれが挙がつてあるということだと思います。

売上げの中から払戻金のパーセンテージというのは決まってますよね、七〇%から八〇%、totoは五〇%。だから、必ず納付金というのが自治体にあるわけですけれども、カジノはそういうふうに決まっていないんですね。だから、物すごく払戻金が多くなつちゃつたら、この納付すべき部分のお金がなくなつちゃうということが出てくる、そういうことです。

そのとき、黒字が出なかつた場合、粗収益出なかつた、いわゆる粗利がない。そうすると、自治体に一五%、国に一五%というのがカジノの納付金というふうに言われています。そうすると、この納付金が入らないことも想定はされるということですね。

以上でございます。

○真山第一君 監督をすれば大丈夫だよといふうに聞こえましたけれども、そうはいつても企業ノ管理委員会におきまして、カジノ事業者の財産に関する報告徴収や立入検査を行うなど、財務面についてカジノ事業者を監督することとしてございます。

また、会計監査のため、事業年度ごとに経理の状況などを含めた財務報告書を提出させるとともに、免許付与後におきまして、引き続き当該基準に適合しているかどうかを確認するため、カジノ管理委員会におきまして、カジノ事業者の財産についてカジノ事業者を監督することとしております。

○政府参考人(堀誠司君) お答えいたします。まず、そもそも、いわゆるGGR、カジノ行為粗収益に比例したものと公租公課として賦課するということにつきましては、このI.R.実施法が制定される前、I.R.推進法においても、諸外国の例に倣いまして、カジノ行為粗収益比例部分について公租公課を賦課し、幅広く公益に活用するという方針が取りまとめられ、それに基づいて黒字が出ないと当然経営は赤字になります。赤字になつた場合、地元自治体にどんな影響が出て

法律の制度がつくられたということです。

実際に、この制度をつくる際に参考といたしました米国ネバダ州、シンガポール、マカオ、オーストラリア・ビクトリア州などにおきましても、名目の差異こそざいますが、いずれもカジノ行為粗収益に対して公租公課を賦課しているというふうに承知しております。

なお、I.R.実施法におきましては、このカジノ事業の健全な運営を確保するということは極めて重要でございます。したがいまして、このカジノ事業につきましては、免許制の下で、その審査の中でカジノ管理委員会が、カジノ事業を健全に遂行するに足りる財産の基礎を有すること、カジノ事業に係る収支の見込みが良好であることという基準に適合するかどうかを厳格に審査することとしております。

また、会計監査のため、事業年度ごとに経理の状況などを含めた財務報告書を提出させるとともに、免許付与後におきまして、引き続き当該基準に適合しているかどうかを確認するため、カジノノ管理委員会におきまして、カジノ事業者の財産に関する報告徴収や立入検査を行うなど、財務面についてカジノ事業者を監督することとしてございます。

○真山第一君 監督をすれば大丈夫だよといふうに聞こえましたけれども、そうはいつても企業ノ管理委員会においても、カジノ事業者の財産についてカジノ事業者を監督することとしております。

ただ、エンターテインメントをやるような場所、遊園地ですとかいろいろあると思うんですけど、も、そういうところでさえやっぱりお客様が突然少なくなるということだつてあるわけだし、競争相手が増えれば、もしかすると今まで来ていてお客様が来なくなつちやうという危険も十分あるわけですね。

黒字が出ないと当然経営は赤字になります。赤

くるんでしょうか。この点について伺いたいと思います。

○政府参考人(秋川直也君) IR事業の継続が困難になる場合というのは様々なケースが想定されると思います。そういうのに対応しまして、赤字が発生した場合も含めて、自治体と事業者の間で締結される実施協定、これはこの間も御説明をさせていただきました、その中で対応が取り決められるということになります。

ただ、今先生から御指摘がありましたようなIRの事業に関してうまくいかなかつた場合ということもなんですか? IR事業者、これはIR整備法で定められていますが、完全な民間事業者です。会社法上の会社ということになつてきました。ですから、今回のこのIR事業者というのは完全な民設民営なんですね。ですから、国や地方自治体のお金というのは事業は一切入っておりません。なので、ビジネス上の運用でうまくいかなかつたという場合にはそのIR事業者が自分の運営の中で対応するというのが基本になります。

○真山勇一君 そうすると、今の中にありましたけれども、実施協定ということですね、カジノ業者と自治体の間の。そうすると、そこでどういうような約束が交わされるかということなんですけれども、結論的に言うと、やっぱり赤字になつた場合は、民間の会社、純粹な民間の会社とおしゃいましたよね、ですから自治体の一五%、それからもう一つ、国の一五%、これは当然もう支払われない、納付されないとこの認識でよろしいんですね。

○政府参考人(秋川直也君) 運営上、先ほどのGGRというものが出てないということになりますと、その一五%の納付金はないということにはなると思います。

○真山勇一君 じゃ、もう一つ踏み込んで、GG

Rが出なくなる、経営が赤字になつてている場合は、今の実施協定というお話の中で、地元の自治体と協定の中で、赤字になつてしまつた場合、補填、自治体が補填するというふうなケースはないというふうに考えてよろしいですか。

○政府参考人(秋川直也君) 実施協定というのは、自治体が選んだ事業者とその当該自治体との間の契約になりますので、契約の内容についてはその当事者が決める内容だというふうに思います。

ただ、一般的に、そのビジネス、IRの運営がうまくいかなかつたということに起因する赤字が出た場合に自治体が補填するというような実施協定の契約を結ぶということは、非常に考えにくいです。だから、IR事業者、選ばれたIR事業者が自分の責任で運営をきちっとやつていくことが基本だと思います。

○真山勇一君 そうですね、そのとおりだと思います。常識的に考えれば、そんな不利な協定、あるいは契約をもしませんけれども、そういうものを結ぶわけはない。だから、経営が赤字になれば納付金は入らないけれども、それ以上の負担は自治体にも、それからもちろん、国も一五%取つているわけですね、これも同じように、そうすると特に入らないといつても外の影響はないといつてもよろしいですね。

○政府参考人(秋川直也君) 先生の今の御発言のとおり理解しております。

○真山勇一君 ただ、やっぱり大臣も答弁いただけますと特に入らないといつても外の影響はないといつてもよろしいですね。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつのように、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○真山勇一君 おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(秋川直也君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

るかもしませんけれども、こういうことが続くと、赤字が出るとということになつてくると納付金も入らない。そうすると、まさに公益性の目的、カジノ収益の社会還元というところができるなくなつてしまつ。公益の実現が難しくなつてしまつ。

○國務大臣(森まさこ君) 真山委員にお答えをいたします。

そういう状態になつても、森大臣、カジノはやっぱり、カジノは違法でないというところの、公益性があるというふうに考えておられますか。

○國務大臣(森まさこ君) 真山委員にお答えをいたします。

そういう状態になつても、森大臣、カジノはやっぱり、カジノは違法でないというところの、公益性と申しますのは、賭博に係る特別法の目的が国家又は社会公共の利益に沿う性質のものであるかどうかという観点にありますので、個別のカジノ事業において収益の多寡が様々であるというところの御指摘でございますけれども、この目的の公益性と申しますのは、賭博に係る特別法の目的の在り方としては、その目的が観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することとされている点、そしてカジノ収益の内部還元や国庫等納付、社会還元を通じた公益の実現を具体化する制度が設けられているということから、目的の公益性の観点を踏まえてその趣旨に沿つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) お答え申し上げます。

この負の経済効果に対する費用をカジノの業者がどういうふうに対応するかということは決められてはいるんでしょうか。

○政府参考人(堀誠司君) お答え申し上げます。

この負の経済効果に対する費用をカジノの業者がどういうふうに対応するかと申しましようか、これが負の効果、様々な弊害とでも申しましようか、典型的なものが依存防止対策、依存症の関係かと考えております。これにつきましては、IR整備法におきまして実は様々な義務が事業者に対して課せられるとして理解しております。例えば、このIR区域制度の認定におきましては、事業者に対して課せられるとして実施協定などを実施協定として、この区域整備計画として実施協定などを実施するための一つの条件ということで法務省は八要件というのを出しておられるわけですから、その公益性というのはとっても大事だと思うんであります。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

うのは懸念を感じております。やっぱりちょっとおかしいんじやないかというふうに思つていません。

そういうことを指摘して次のところへ移りたいです。先ほどの答弁の中でも経済効果があるかもしれませんけれども、経済効果、経済効果ということはあります。それでカジノがそれ一本で来ているような気がするんですね。先ほどの答弁ありましたけれども、実は、らというような答弁ありましたけれども、実は、言われているように、カジノの負の側面、負の効果というのがまだいろいろあるわけですね。治安の悪化ですか、それによる環境の悪化、それからギャンブル依存症というのもありますし、依存症になつたことによって生活保護を受けなければならなくなるし、そうなると家庭も崩壊するんじゃないとか、そういうようなことが心配、懸念されているわけですね。

この負の経済効果に対する費用をカジノの業者がどういうふうに対応するかと申しましようか、これが負の効果、様々な弊害とでも申しましようか、典型的なものが依存防止対策、依存症の関係かと考えております。これにつきましては、IR整備法におきましては、様々な義務が事業者に対して課せられるとして理解しております。例えば、このIR区域制度の認定におきましては、事業者に対して課せられるとして実施協定などを実施協定として、この区域整備計画として実施協定などを実施するための一つの条件ということで法務省は八要件というのを出しておられるわけですから、その公益性というのはとっても大事だと思うんであります。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

○政府参考人(堀誠司君) おつしやることは分かるんですけど、やはりカジノが違法でないといふたつをつとめます。たつてはやはり納付金が入れば役立つたものであるといつてもされるものと承知をしております。

先ほど来出でおりますが、国庫納付金、認定都道府県納付金等の相当額を充当する経費の一つとして、先ほど申し上げました國、地方公共団体の責務を達成するための施策に必要な経費というものを規定しておるところでございます。

○真山第一君 やっぱり一番カジノができるによって心配する懸念の大きなところが、このギャンブル依存症が増えるんじやないかということなんですかけれども、今のその入場制限とかそういうのは、何というのかな、ソフト対策みたいな感じがするんですね。やはり現実にギャンブル依存症になつてしまつた場合にそれをどう対応していくかということ、例えば韓国の江原ランドの例だと、その江原ランドの中に、カジノの中にそういう依存症対策についての様々な対応をしたり、その方たちの面倒を見る、そういう組織が入つてあるということがあるんですけれども、今回考えられているこのIRのカジノにはそうした形のものというのはあるんでしょうか。

○政府参考人(堀誠司君) お答えいたします。

具体的な制度の詳細につきましては、今現在、

制度設計を検討しておるところでございますが、繰り返しになりますけれども、法律上の措置とい

たしましては、先ほど申し上げました、カジノ事

業者に對しまして依存防止に関する様々な措置をとるよう義務付けておるところでございます。

また、そのような法律上の義務付けといふもの

がきちつとなされておるかどうかということにつ

きましては、カジノ管理委員会におきまして、ま

ず、免許の申請時に事業者が策定いたします、先

ほど申し上げました依存防止規程というものを策

定するわけでございますが、これが依存防止の觀

点から十分なものか否かを審査することいたし

ております。また、それとどまらず、事業者か

ら実施状況や自己評価結果等の報告を受け、また

さらに、毎年の監査や必要に応じた報告徴収等に

より監督することいたしております。

これらによつて、事業者の自主的措置、併せて

カジノ管理委員会における監督機能といふものを

先ほど来出でおりますが、国庫納付金、認定都道府県納付金等の相当額を充当する経費の一つとして、先ほど申し上げました國、地方公共団体の責務を達成するための施策に必要な経費といふものを規定しておるところでございます。

○真山第一君 制度の設計は詳細今検討中という

ところが大変心配されるところなんですよね。

やっぱりギャンブル依存症というのは、カジノが

できればもう間違いく多分増えます。それは、

今まである例えれば国内の依存症の増え方を見ても

分かりますしカジノとというのはこれまでにない

ような多分大きな賭け金を動かすギャンブルにな

ることが当然予想されます。それは、過去のカ

ジノどこへ行つてみても分かるように、大変な莫

大な金額をすつてしまつたという被害者が出てい

るわけですから。それだけ大きな額をすつし

まつても、やっぱりまだカジノに行きたいと思う

そうです、依存症というのは、それくらい深刻な

わけですよ、そうしたもののが増える。

そのため、やっぱり地元の自治体、ギャンブ

ル依存症というのは、地元の自治体、そのギャン

ブルがある自治体だけじゃないんですね。だつ

て、お客様というのは至る所から来るわけです

よ。その地元だけじゃない、その周辺の町からも

都市からも来る。もっと大きくいえば、日本中か

ら来るわけですね。だから、そういう人たちが

依存症になつたら全国に依存症増えてしまつ

る。本当に日本は依存症大国になるんじやないか

と、森大臣、思つんですかけれども、こんなにたく

さん依存症をつくる危険性があるカジノというの

は、公益性、違法性阻却に足るものなんでしょう

か、またお伺いしたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) IR整備法の立案過程

におきましては、先ほど申し上げました目的の公

益性の觀点のみならず、同じくIR推進法の附帯

について御報告いたします。

本日、福岡資磨君が委員を辞任され、その補欠

として徳茂雅之君が選任されました。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

適切に發揮して依存防止対策に万全を期してまい

るというふうに制度的に設計をされております。

今現在、設計を検討しているというところでござ

います。

○真山第一君 制度の設計は詳細今検討中という

ところが大変心配されるところなんですよね。

やっぱりギャンブル依存症というのは、カジノが

できればもう間違いく多分増えます。それは、

今まである例えれば国内の依存症の増え方を見ても

分かりますしカジノとというのはこれまでにない

ような多分大きな賭け金を動かすギャンブルにな

るわけですから。それだけ大きな額をすつし

まつても、やっぱりまだカジノに行きたいと思う

そうです、依存症というのは、それくらい深刻な

わけですよ、そうしたもののが増える。

そのため、やっぱり地元の自治体、ギャンブ

ル依存症というのは、地元の自治体、そのギャン

ブルがある自治体だけじゃないんですね。だつ

て、お客様というのは至る所から来るわけです

よ。その地元だけじゃない、その周辺の町からも

都市からも来る。もっと大きくいえば、日本中か

ら来るわけですね。だから、そういう人たちが

依存症になつたら全国に依存症増えてしまつ

る。本当に日本は依存症大国になるんじやないか

と、森大臣、思つんですかけれども、こんなにたく

さん依存症をつくる危険性があるカジノというの

は、公益性、違法性阻却に足るものなんでしょう

か、またお伺いしたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) IR整備法の立案過程

におきましては、先ほど申し上げました目的の公

益性の觀点のみならず、同じくIR推進法の附帯

について御報告いたします。

本日、福岡資磨君が委員を辞任され、その補欠

として徳茂雅之君が選任されました。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

うに申し上げているわけです。副次的弊害の防止と言つてはりますけれども、全く不完全ですよ、これでは。やっぱりカジノをやる以上は、じゃギャンブル依存症をどうするかというのをもう少し具體的にやつていかなければいけない。これはカジノ管理委員会でまたその制度をつくるということですね。

それで、カジノ管理委員会、今メンバーが国会

に出てきたところですけれども、依存症の専門家

も入つていないのでですよ。そういう中で、普通の病気とは違う、本当に治療するには大変、治ら

ないんじゃないかとさえ言われている依存症対策

というのは、これ本当に本気で取り組まないと、

やっぱりとてもじゃないけれども、日本全体が

ギャンブル依存症になつちやいますよ、本当に。

そんなことになつたら困るし、やはり安倍総理

も、このギャンブル依存症のことを話したとき

に、世界最高水準の依存症対策を取りますと言つ

ているんですよ。それがこの内容じゃ、とても

やつぱり心もとないし、心配だというふうに思

ます。

健全なカジノなんてやつぱりつくれないと思

うんですね。カジノをつくる以上はギャンブル依存

症出るんですから、やつぱりこの対策をはつきり

と打ち出すことが必要だし、私は、だからギャン

ブル依存症を出すよ、うなカジノは……

本当に申し上げて、終わりにしたいと思います。

○委員長(竹谷とし子君) 真山勇一君、お時間が

過ぎておりません。

○真山勇一君 やつぱり不適当だということを今

は申し上げて、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○國務大臣(森まさこ君) IR整備法の立案過程

におきましては、先ほど申し上げました目的の公

益性の觀点のみならず、同じくIR推進法の附帯

について御報告いたします。

本日、福岡資磨君が委員を辞任され、その補欠

として徳茂雅之君が選任されました。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

質問させていただきます。まず第一に、法アラスに関連をして質問させていただきたいというふうに思います。

平成三十年の一月二十四日、改正総合法律支援法が施行されました。新たに高齢者、障害者等で認知機能が十分ではない方にに対する援助が拡充をなされました。具体的には新たに出張法律相談、また弁護士費用等の立替え対象のメニューの出

張もついたことがなされたわけでございます。

特に、前者の新たな出張法律相談、これは大変に

意義のあるものであると感じております。すなわち、従前の総合法律支援法の下においてもこの出

張法律相談の援助は行われておりますが、あくまで自発能動の相談を求めることが原則とさ

れています。ななかか高齢者、障害者の方が

そうした制度の存在を知り、理解し、利用するこ

とに相当高いハードルがございました。

これは私の弁護士時代の経験からも実感を持

っています。そこで私は事務所に来ていただいてお話を伺

うと申しますが、私は、だからギャン

ブル依存症を出すよ、うなカジノは……

本当に申し上げて、終わりにしたいと思います。

○委員長(竹谷とし子君) 真山勇一君、お時間が

過ぎておりません。

○真山勇一君 やつぱり不適當だということを今

は申し上げて、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○國務大臣(森まさこ君) IR整備法の立案過程

におきましては、先ほど申し上げました目的の公

益性の觀点のみならず、同じくIR推進法の附帯

について御報告いたします。

本日、福岡資磨君が委員を辞任され、その補欠

として徳茂雅之君が選任されました。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

質問させていただきます。まず第一に、法アラスに

にかかる理由によつて法的サービスを自發的に受け

ることが期待できない方であつても、対象者を支

援する地方公共団体、地域包括支援センター、社会

福祉協議会等の職員の方からの申込みでもつて

ても出張法律相談ができる、こうした重要な意







の内容というのは、大変我々に、非常に、何といいますか、影響力を与えるものですから、またその中身等々は本来は知らされてオープンにされてしまうべきだと思いますし、いろんな懲戒処分などが出来れば、やはりそれは明らかにされてしまうべきだと思いますが、そういう意味で、公証人の懲戒処分の公表規定というものをやっぱり設けるべきではないかと思いますが、大臣の御見解をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 公証人法上、公証人に對して懲戒処分を行つた場合に公表する定めはございません。

公証人は、国家公務員法の公務員ではございませんが、公証人法の規定により法務大臣に任命され、國の公務である公証作用をつかさどる者でございますので、國家公務員の懲戒処分の公表指針を参考としつつ、事案に応じて今後とも適切に判断してまいりたいと思います。

○柴田巧君 ちょっとと確認ですが、適切に判断するということには、その公表をするということころは含まれていないということですね。

○政府参考人(小出邦夫君) 補充してお答えさせさせていただきます。

国家公務員の懲戒処分の公表指針を参考としつ、事案に応じて公表の取扱いを判断するものと承知しております。国家公務員法上の公務員の懲戒処分が公表されるべき場合については、それを参考といたしまして公証人についても公表の取扱いを判断してまいりたいというふうに考えております。

○柴田巧君 ということは、公表することもあり得るというふうに理解していくことだと思います。

先ほど申し上げていますように、そういう懲戒処分等に値する人、また、事案に応じては知らされて、明らかにされてしまうものはやっぱりそうしていくべきだと改めて申し上げたいと思います。

この点正にこつこぼし、そこそこ一つづきを用

題は、この委員会でもしばしば取り上げられてきたように、大半が元検察官あるいは裁判官だということですね。本来ならば、公証人は登用試験で任用され、研修を受けて就くというのは法律で定まっているわけですがれども、実際は今申し上げたようなのが現実でございます。

したがつて、政府の規制改革委員会などでも批判があつて、任命の公平性や透明性を高めるために、二〇〇二年からでしょうか、民間への開放を促す目的で司法書士らも対象とする公募制度が導入をされてきたのはよく知られているところですが、実際は、これまでに司法書士でなられた四人、数人程度とお聞きをしておりますし、今、現時点でも四百九十七人いらっしゃって、このデータが間違なければですが、検察OBが百九十九名、元裁判官が百四十名、元地方法務局長や裁判官職員出身が百五十五名というような、ほぼ一〇〇%近い人たちが先ほど申し上げたところの出身だということをございます。

やはりこれは大変公募制からかなり逸脱した実態になつてているのはもう間違いないわけで、これまでも法務省や歴代の法務大臣も何度も弁護士会や司法書士側に働きかけをすると答弁はしてこられましたが、実際はそうなつてない、結果は出でていないとということをございます。

やはり、この公証人制度、公証制度というのは、大変、先ほどから申し上げております、我々の生活にとって大変重要なものです。ここに、そういう公証人を担う人たちが、何だか御褒美的に第二の人生として与えられるということをいつまでも続けていくのはやっぱりよろしくないと思いますし、公募制を取つてきたわけですから、やはりその趣旨に合つたものにしていくというのが本來あるべき姿だと思つております。

そこで、何度も弁護士会や司法書士会に働きかけるという答弁でございましたが、民間からの積極的任命に向けて取組を強化すべきではないかと思ひますが、大臣のお考えをお聞きをしたいと思ひます。

○國務大臣(森まさこ君) 法務省としては、これまで弁護士や司法書士等の民間法律実務家からの応募を推進するために、公証人の任用のための公募に当たっては、官報に掲載し、法務局の掲示板に掲示することのほか、他の法務省関係の採用試験と同様に、法務省ホームページの資格・採用情報に公証人関係の公募情報をまとめて公開してアクセスできるようにするとともに、トップページの試験関係のお知らせに公募情報を公開するなど、周知に努めてまいりました。また、昨年の公募から願書の受付期間を延長して、応募を推進する取組を進めております。

また、法務省としては、民間からの応募についての環境づくりを進めるために、このような公募制度の周知のほか、実施した試験の概要の公開等の措置を行っているところでございますが、引き続き、委員の御指摘もありますし、民間からの応募について強化をする環境整備を行つてまいりたいと思います。

○柴田巧君 いろいろ御努力いただいていることは、一定の評価もしたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、大変、公証人をめぐつては、あるいはその制度をめぐつては、大変いろんな問題をはらんでいると思っております。どうしても、年齢構成的に高齢の人が多くなつてしまふ。したがつて、いろんなミスも起きてくるということだと思いますし、やはりこの継続的な研修体制とか養成教育というか、そういうもののを、本来もつともつとあるべきなんだろうと思いますので、そんなことを含めてこの公証人制度をしっかりしたものにしていただきたいと思いますし、またこれから折に触れて取り上げていきたいと思います。

次に、司法外交の柱として、二十五年の節目を今年は迎えて、更にこれから対象国とのニーズをしつかり度整備支援のことについてお尋ねをしてきておりま

踏まえながらやつていかなきやならぬということです。ですが、これをスムーズに進めていくために、あるいは加速をするというか相乗効果を上げていくためには、一つは、在外公館にこの法的な素養を持ついわゆる法務アタッショを置いて、そこに他機関の連携のプラットフォームにしていくというのが大変意味あることではないかと思つております。

そうすることによって、大使館のネットワークを上手に利用してこの対象国のニーズや法的問題をより的確にタイムリーに把握することも可能になつてくると思いますし、対象国に派遣されるのが可能になつて相乗効果を上げていく、法制度整備支援をより加速していくことが可能ではないかと思っておりますが、既に法務アタッショを置いているところもあるやに聞いてはおりますが、これやっぱり外務省とのいろんな連携も必要なかもしませんが、積極的に法務アタッショを在外公館に置いて法制度整備支援の効果をよりいいものに、相乘的なものにしていくべきだと思いますが、今後どう取り組むか、大臣にお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) 委員御指摘のとおりでございまして、法制度整備支援をより効果的に推進していく上で、支援対象国の関係機関と我が国の法務省、外務省、独立行政法人国際協力機構、JICAなどの連携が必要であります。そのほか、国際機関等の他ドナー、支援機関、支援国との協調も重要でございます。

こうした連携、協調を更に強化していくために在外公館が関与していくことが重要であると認識しておりますので、近年では、平成三十年から在ミヤンマー日本国大使館で、本年からASEAN日本政府代表部で、それぞれ法務アタッショが勤務を始めているところでございます。

在外公館への法務アタッショの派遣については、委員の御指摘も踏まえまして、引き続き、外務省と連携しながら積極的に検討を進めてまいります。

たいと思います。

○柴田巧君 是非よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、この法制度整備支援に関連してもう一つお聞きをしたいのは、先般も申し上げましたように、非常にこれから対象国の水準も上がつてきましたし、ニーズも多様化、複雑化しておりますから、法務省自身の能力の向上に努めるということ、それから、これまで以上に内外の関係機関と連携を強化をしていくということは言うまでもないと思いますが、これからは、これまでと違つたフェーズのものを求められるというか、局面に入つていくのではないかと思っていまして、今までいわゆる、簡単に言えば法分野別に支援をしてきたわけです。刑法なら刑法、民法なら民法という具合にやつてきたというか、法務省的にはそつの方方がやりやすいという面があつたのも事実だうと思いますが、これからは、この分野横断的な、複合的な支援が求められるというか、より高度なというか、今までにないものが求められてくる時代になるのではないかと思つております。

例えば、この子供をめぐつても、子供に対する暴力もあれば、貧困もあるし、あるいは児童といたようなものもあるかもしれません、このいわゆる広い意味で子供の保護という目標の下には、これは法律だけではなかなかそれが実現できないわけで、警察やら福祉やら教育やら保健などとの、まあ有機的に結び付いていかなければなりません。

したがつて、こういう分野横断的な、複合的な支援がこれから必要になつてくると思いますが、こういったことも念頭にどのような取組をしていくつもりなのかな、大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 分野横断的な取組といふことでございますが、御指摘のとおりだと思います。相手国のニーズも多様化しておりますし、分野横断的、複合的な法制度整備支援も行うこと

が必要になつてゐると思います。

例えば、インドネシアから、知的財産権の保護

のようすに刑事法、民事法など複数の法分野にまたがつた支援が求められ、隣接分野の専門機関、専門家等と連携した支援が必要となりました。そこ

で、法務省は、特許庁や最高裁判所だけでなく、

実務家、学識経験者等とも連携しながら支援を行つてゐるところでございます。

また、委員御指摘のとおり、人身取引や女性、児童に対する暴力の撲滅なども分野横断的、複合的な支援を要する課題であると思います。

そこで、法務省では、これらの課題に対処するため、国連アジア極東犯罪防止研修所、通称アジ研において、心理学の専門家などの協力も得ながら、アジア、アフリカ諸国等を対象とした研修を実施しているところでございます。

今後も、法務省においては、多様化する相手国

及び国際社会のニーズを踏まえて、隣接分野での専門機関、専門家が共に活動できるような分野横断的、複合的な支援を行つてまいりたいと思いま

す。

○柴田巧君 ありがとうございます。

対象国の本当にニーズもこれまでにないものが出てくると思いますので、今大臣おつしやつたよ

うに、この分野横断的に複合的な支援ができる体制をしつかり構築をしていきたいと思

います。

次に、国際仲裁についてお尋ねをしたいと思

いますが、御存じのように、この国際仲裁、企業間における国際紛争の解決のための必要不可欠な司法インフラの一つであります。

今や、日本企業の多くも、海外の会社と契約を

する際に、この仲裁のことについて決められたい

るんな事項を盛り込むということになつて紛争に

生じます。そういうのが実態かなと思つております。

裁判の需要、ニーズに応えるべく、いろんな努力を

しているわけでござります。

○国務大臣(森まさこ君) 司法外交の柱の一つで

ある我が国における国際仲裁の活性化のために、

国際仲裁に精通した人材の育成が必要であるとい

う委員の御指摘のとおりだと思います。そのた

め、本年度から開催した調査委託業務において、

国内外の関係機関と協力し、人材育成に向けたシ

ンボジウムや仲裁手続に関する実質的なセミナー

等を積極的に展開をしております。また、同業務

の一環として、海外の著名な仲裁機関に一定期間

我が國の人材を派遣しまして、国際仲裁分野の先

端的な知識等を身に付けていただくことも検討を

してゐるところでございます。

今後とも、関係機関と連携し、国際仲裁人材の育成に向けた取組を力強く進めてまいりたいと思

います。

○柴田巧君 是非、そこが一番の肝の部分だと思

いますので、力を是非入れていただきたいと思

います。

あわせて、人材面に次いで大事なのは、施設の充実をどう図るかということだと思います。シンガポールが大きく躍進したのは、英語が通じるとい

うことだけではなくて、二〇〇九年に専用の施

設を整備したということが大変大きな躍進のきつ

かけになつたと言われております。

東京でも近いうちに、今答弁の中にあるかもし

れませんが、専用施設の確保、提供が始まると聞

いておりますが、廉価で充実した仲裁専門の審問

施設が存在しなければ、この審問場所として日本

が選ばれることはないわけで、そういう意味でも

この施設面の整備をしつかりと取り組んでいく必

要があると思いますが、大臣に、これは大臣じゃ

ありませんが、当局にお尋ねをしたいと思いま

す。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の点につきま

しては、先ほど大臣の答弁にもございました調査

委託業務、その一環といたしまして東京都心に先

端的な仲裁専用施設を確保し、実際の仲裁審問手

続等を取り扱うこととしておりまして、令和二年

三月に同施設の利用が開始される予定となつてござります。

また、今後確保する仲裁専用施設の利用促進の

ためには、価格競争力、これが一つの重要な要素

であると認識しております。調査委託業務の受

託者であります一般社団法人日本国際紛争解決セ

ンター、ここにおきまして海外における施設利用

料等を踏まえた価格設定等を検討しているものと

承知しております。

法務省といたしましては、同施設を積極的に御

利用いただくための広報活動を含め、今後とも必

重要な基盤整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 時間が来ましたのでこれで質問を終りますが、国際仲裁、大変日本は遅れてきていましたが、心配をしておりますので、これから挽回できるように、また、世界の中で選ばれていくよう是非頑張つていただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長(竹谷とし子君)

午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

○委員長(竹谷とし子君) 午後一時三十分に再開会を開いたします。

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 休憩前に引き続き、法務の異動について御報告いたします。

本日、岩本剛人君が委員を辞任され、その補欠として三浦靖君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

冤罪、再審をテーマに質問をいたします。

確定判決で有罪とされた事件に再審、裁判のやり直しの請求がされ、再審開始決定を経て再審無罪が確定するという事件が相次いでおります。二〇一〇年の足利事件、二一年の布川事件、一二年の東電女性社員殺害事件、一六年の東住吉事件、そして今年三月の松橋事件などと続いております。しかし、例えば松橋事件の宮田浩喜さんは、雪冤を果たすのに三十四年掛かりました。多くの事件で同じ傾向にあります。

大臣に伺いますが、無実の罪であるにもかかわらず、再審で無罪判決を得るのにこれだけ時間が掛かるというのは、大臣、なぜだとお考えですか。

○國務大臣(森まさこ君) 山添委員にお答え申します。

委員からあらかじめ御指摘をいただきました部分につきまして、今御紹介ありました、令和元年五月二十七日の東京地方裁判所の判決の、御指摘いただいた部分を読み上げます。判決書でいいますと百六ページの七行目から二十二行目まで

不正当な拘束だったのではないかと、こういう判断なんですね。

そこで大臣伺いますが、判決で捜査や公判の各段階における違法性が認定されております。特に、検察官が証拠開示を拒否した違法性が認められております。このことについて、大臣、どのように認識ですか。

○國務大臣(森まさこ君) お尋ねについては、現在係属中の訴訟でございますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○山添拓君 私は、まだ争うのかと言いたいんですね。事件から半世紀ですよ。桜井さん、そしてもう一人の被告人だった、亡くなられた杉山さん、この二人の人生を奪った捜査や公判の在り方について、本当に真摯な反省を行っているのかと

人でない方を処罰することはあってはならないことだと思っております。個別の事件については決が言い渡される理由は様々でございまして、今後再審制度について、確定判決の存在を前提として、主として事実認定の不当を是正し、有罪の言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続でありますので、その在り方について様々な御意見があるところではございますが、その在り方にについて様々な角度から慎重に検討をしてまいりました。

○山添拓君 全然お答えいただいていいんですけれども、既に起こっている事件で、無罪判決、再審無罪を得るためにこれだけ時間が掛かっていると、その理由を、理由についての所感を伺つたのであります。個別の事件、それはまあ個別の事件はいろいろ傾向、それぞれの事情がありますけれども、どの事件も押しなべて長期間掛けております。これはやっぱり、そもそも捜査の問題点があることに加えて、再審が極めて高いハードルが課されている、この点に背景があると思います。

資料をお配りしておりますが、布川事件で再審無罪が確定した桜井昌司さんが国家賠償を求めていた事件で、今年五月二十七日、東京地裁が国と茨城県に賠償を命じる判決を下しました。判決は、警察官が取調べにおいて偽計を使っていたと、こういう行為や、あるいは公判で故意に虚偽証言を行つた、こうしたことについて違法性を認めました。

さらに、検察官の証拠開示義務についてはなどのように判じているでしょうか、最高裁から御紹介ください。

○最高裁判所長官代理者(安東章君) お答え申しました。

そこで、最高裁判所長官代理者(安東章君) お答え申しました。

○最高裁判所長官代理者(安東章君) お答え申しました。

弁護人提出の前記新証拠により、Tの死因が酸素供給途絶にあるとする確定判決が依拠した西鑑定等の証明力は滅殺され、Tが自然死した合理的な疑いが生じたというべきである。原決定は、西鑑定等の証明力の程度に関する判断を誤り、その結果、新証拠等の証明力の評価を誤つて事実を誤認したものと言わざるを得ない。弁護人が原審に提出した新証拠のうち死因（致死的不整脈）に関する前記証拠に明白性を認めなかつた原決定の判断を是認することはできない。

そして、当審に提出された証拠も併せて検討する上、請求人が本件の犯人であると認めるには合理的な疑いが残つていると言わざるを得ない。結局、本件は刑訴法四百三十五条六号の、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当すると言える。

以上でござります。

○山添拓君 殺人で逮捕され、起訴され、有罪が確定したわけですが、自然死だったという合理的な疑いが生じたとして、併せてこの西山さんの自白の信用性に疑問ありとした決定であります。

私は先日、西山さんと、弁護団長の井戸謙一さんに話を聞いてきました。この事件、当初は業務上過失致死で捜査がされておりました。人工呼吸器のチューブが外れていたのかどうか、それによりアラームが鳴っていたのかどうか、また、アラームが鳴らないようにする消音機能を西山さんが知っていたのかどうか、こうした重要な事実について、西山さんの供述というのももう大きく変遷しているんですね。何度も調書が取られております。

こういう中で自白がなされて、これを契機に捜査方針が大転換をして、殺人容疑へと一気に切り替えていったわけです。そして、警察が描いたストーリーに合わせて、西山さんの自白内容は次々と変わります。それだけでも自白の信用性どいうのは疑わしいわけですね。有罪の証拠といふのは西山さんの自白しかありませんでした。再審請求がませんでしたが、判決は有罪でした。再審請求が

二度にわたつて行われましたが、この段階での証拠開示は極めて不十分なものであります。西山さんが自白に転する以前の約一年一ヶ月にわたる捜査で集められた証拠、特に捜査の初期の証拠が、これ全く再審請求審に出されていなかつたんですね。

大臣、なぜこういう事態が許されるのでしょうか。

大臣、なぜこういう事態が許されるのでしょうか。

○国務大臣（森まさこ君） お尋ねは、今後再審公判が予定されている個別事件に係る事柄でござりますので、お答えを差し控えさせていただきま

○山添拓君 では、一般論で結構です。一般論で結構ですが、再審請求審で検察が手持ち証拠を開示するというルールはないんですね。

○政府参考人（小山太士君） 済みません、技術的ななどころだと思いますので、当局の方からお答えを申し上げます。

○山添拓君 再審請求審につきましては、具体的な法律上の規定に基づく、証拠開示のルールが明示的に規定されています。

○山添拓君 要するに、ないんですよ。ないから

○山添拓君 最高裁が棄却をした後、大臣が今おつしやった

よう、再審公判の手續が始まりました。検察官は当初、新たな有罪立証を行つていくと主張しておりました。ところが、今年の九月、突如としておりました。

○山添拓君 資料の三枚目を御覧ください。

七月に開示された証拠の中に、西山さんが逮捕されました。

○山添拓君 所見が記された捜査報告書がありました。ここには、管内でのたんの詰まりにより、酸素供給低下状態で心臓停止したことも十分に考えられる、こ

うありました。つまり、殺人ではなく自然死の可

能性を示す証拠が警察の元にあつたということが

分かつたわけです。

○山添拓君 これ、滋賀県警から検察に送られていない、確

た証拠だといふんですね。警察から検察に証拠が送られていなかつたのは百十七点あり、そのうち五十九点はいまだに開示されていないということがありました。

警察は書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとしています。無罪の可能性を示すような重要な証拠について、検察に送らなくてよい、そういうルールに警察はしているんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） お答えを申し上げます。

○政府参考人（太刀川浩一君） 警察におきましては、捜査の結果、作成された書類や得られた証拠物は検察官に送致をすることとしております。

なお、どのような書類がどのように送られるか、どのような時期に送致されるかについては、個別具体的な事案ごとに異なるため、一概にお答えすることは困難でございます。

○山添拓君 いや、重要な証拠ですよ。殺人で起訴をしようとしているときに、自然死の可能性があるという証拠を送らなかつた、こんなことを行つていいんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） 重要な証拠といふことは困難でございます。

い、検察官に送致をしております。

○山添拓君 犯罪事実の有無に関する証拠を送つていかつたということが判明しているわけですか。

警察は書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとしています。無罪の可能性を示すような重要な証拠について、検察に送らなくてよい、そういうルールに警察はしているんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） お答えを申し上げます。

○政府参考人（太刀川浩一君） まず、特定の方が

とうことですが、本件については再審公判を控えている事案でございますので、その件についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

こうした供述弱者に対する取調べについて、警察は何らかの配慮を行つてゐるんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） まず、特定の方が

とうことですが、本件については再審公判を控えている事案でございますので、その件についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

この上での尋ねが供述弱者に対する取調べについて、警察は何らかの配慮を行つてゐるんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） まず、特定の方が

とうことですが、本件については再審公判を控えてお答えを申し上げますが、警察では、犯罪捜査の範囲等に基づき、被害者の特性に応じた取調べを行つたものでした。

その上で、お尋ねが供述弱者ということでお答えすることは困難でございます。

○山添拓君 驚くべき答弁だと思ふんですね。警察は、検察が起訴するのかどうか、その判断に資するだけの十分な書類を、証拠を送らなければなりません。ところが、有罪立証とは正反対の自然死を疑わせるような書類について、個別の事案によつて、つまり、この事件で送らなくていいといふことをおっしゃつたことになるんですよ。それ

で本当にいいんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） 警察では、犯罪事

の有無や事案の解明に関連する証拠につきまし

て、御指摘の刑訴法第二百四十六条の趣旨に従

い、検察官に送致をしております。

○山添拓君 犯罪事実の有無に関する証拠を送つていかつたということが判明しているわけですか。

警察は書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないとしています。無罪の可能性を示すような重要な証拠について、検察に送らなくてよい、そういうルールに警察はしているんですか。

○政府参考人（太刀川浩一君） お答えを申し上げます。

○政府参考人（太刀川浩一君） まず、特定の方が

とうことですが、本件については再審公判を控えている事案でございますので、その件についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

この西山さんは、軽度の発達障害と診断をされ、相手に迎合する傾向があると、捜査官が思っております。西山さんは刑事に好意を抱いていました。逮捕前の二か月に二十三回の取調べを受けています。西山さんは刑事に好意を抱いていましたが、このうち七回は、西山さんが刑事に会いたくて、呼出しがないように警察署に出て向いて、行つたものでした。

この西山さんは、軽度の発達障害と診断をされ、相手に迎合する傾向があると、捜査官が思つております。西山さんは刑事に好意を抱いていましたが、このうち七回は、西山さんが刑事に会いたくて、呼出しがないように警察署に出て向いて、行つたものでした。

さんが刑事の手をなでるよう触れたこと、起訴されると刑事の取調べがなくなるので寂しいと述べたこと、抱き付かれたことがあったことなどを認めているんですね。自分に好意があるということを知りながら、それを利用して都合の良い供述をさせたといふもので、私はこれは悪質だと思います。

この刑事は、さらに、弁護人を信用するなど、不信感も植え付けていました。第一回公判の直前、西山さんが否認する意向であることを聞き出し、これを断念するよう説得し、検事宛ての手紙を書かせていました。もしも罪状認否で否認しても、それは本当の私の気持ちではありません、こういふことのないよう強い気持ちを持ちますので、よろしくお願ひしますという内容です。

西山さんはこの手紙を記した後、精神的に不安定になり、弁護人は第一回公判で罪状認否を留保しました。拘置所で自殺未遂を図ったともいいます。第二回公判で否認をし、以後、否認を続けています。

捜査機関が、被疑者、被告人と弁護士の信頼関係を壊し、無罪主張をさせないよう説得して手紙まで書かせる、警察庁、こういう捜査は許してよいんですか。

○政府参考人(太刀川浩一君) 先ほどと同様の答弁となります。特定の、本件に関しては再審公判を控えた事案でございますので、御答弁は差し控えさせていただきます。

○山添拓君 これは弁護人依頼権を実質的に侵害するものであつて許されないと指摘をしたいと思ひます。

湖東病院事件を含めて、再審事件で必ず問題となるのが先ほど触れました証拠開示です。刑訴法上、再審請求における証拠開示手続についての定めはありません。請求人や弁護人から証拠開示が求められた場合、裁判所は何もしないといふケースもあれば、証拠リストの開示要請、証拠開示の勧告、証拠開示命令など、様々な判断を行つてい

管理の面で、個人もどちらを使うのか、あるいは企業もこの届出のときにはどちらを使うのか、こういったような負担を掛けてしまうと。夫婦別姓を認めない合理的な理由が見出せないからということになるわけですね。

これまで多くの議員が選択的夫婦別姓を求めて質問してきましたが、政府の答弁は論点外しというか、木で鼻をくくつたような答弁だと言われても仕方がないんじゃないとか。ただ、選択的夫婦別姓にしてほしいという切実な声があると、その声には様々な意見があるとして、聞き入れない態度というのがちょっと見られるんじゃないかなといふことです。旧姓の通称使用で、これで不便があるという人に対して、旧姓の広がりでとにかく一定程度は緩和されるということから問題がないということではないんじゃないんだとか。救済を求める個別の声に一般論で突き放すという、こういった形のものはいかがなものかというふうに感じました。やはり、例えば車椅子の方が道が通りながらこの道を広くしてほしいというようなときに、多くの人々は余り問題ないから別に広げる必要はないと言つているような形になるのかといふような気もします。

少數者の権利というのは多數決原理を取つている国会ではなかなか守られにくいですけれども、少數者の権利も憲法で保障されています。憲法で守られた個人の尊厳を保障するのは、また裁判所の役割であります。なかなかこのことを実感できないでこの夫婦別姓を求めていた原告らはいると思います。そういう意味では、憲法の中で、個人としては平等権という形で行政に対して持つてゐるわけですから、国に対して、それに対する逆に国の方は平等に取り扱わないといけないといふのがありますので、別姓を使いたいという人と、それからいやいや、私たち別姓ではありませんという人も、両方にどちらも害がないように、不利益がないように扱うべき義務を負つてゐると思います。そういうことを一つコメントしたいと思いますが。

質問の方は、女性差別撤廃条約、関連はしていますが、選択議定書についてお伺いをしたいと思うことがあります。

今年は、一九七九年十二月に国連総会で女性差別撤廃条約が採択されてから四十年、そして、一九九九年十月に女性差別撤廃委員会への個人通報や調査制度を定めた選択議定書が採択されて二十一年の節目になりました。日本は一九八〇年にこの条約に署名しました。そして、八五年に国会承認を経て七十二番目の加盟国となりましたが、この選択議定書については現在まで批准していません。

そこで、外務省にお伺いします。

女性差別撤廃条約加盟国、それから選択議定書批准国の数、さらに、OECD加盟国三十六か国の中うち米国を除いて、米国の方は加盟していませんので、それ以外でOECDの加盟国の中選択議定書を批准していない国があるかどうか、それをそれぞれお示しください。お願ひします。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。

国連の関連ホームページによれば、十一月二十五日、本年、時点における女子差別撤廃条約の締約国数は百八十九か国、選択議定書の締約国数は百十三か国となつております。また、OECD加盟国の中、条約本体を締結していない米国以外で選択議定書を締結していない国は、我が国、チリ、イスラエル、エストニア及びラトビアの計五カ国であります。

○高良鉄美君 批准していない国がOECD加盟国では五か国ということですけれども、条約全体においても、百八十九か国の加盟と百十三か国との間に差がありますが、この批准していない理由というのは何なんでしょうか、特に我が国の場合ですね。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。女子差別撤廃条約選択議定書には個人通報制度が規定されております。この制度は、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から、注目すべき制度だと思いま

国内の確定判決とは異なる内容の見解、通報者に対する損害賠償や補償を要求する、要請する見解、改正を求める見解等が出された場合に我が国との司法制度や立法制度との関係でどのように対応するか、他国に関する通報事例等も踏まえています。

○高良鉄美君 そういう意味で、今理由がありま

したけれども、日本は一九八五年にこの女性差別撤廃条約を批准してから現在まで、この女性差

別撤廃委員会に途切れることなく委員を送り出して、林陽子さんは委員長も務められました。そして、例えば国連機関ですけれども、第八代の国連難民高等弁務官、この間お亡くなりになりましたが、緒方貞子さん、あるいは第十二代の国際司法裁判所裁判官の小和田恵さんなどを始め、国連機関に多くの委員を出しております。

この国連あるいは国際機関において多大な貢献

をしている我が国ですけれども、それゆえに、日本の人権保障や差別撤廃の取組というものは今国際社会から注目されていると。選択議定書批准といふのは、人権の問題あるいは民主主義の問題、法の支配の問題、平和構築の分野で異なる貢献を行つたために、そういうための基礎だと思うんですね。

外務省は、民主主義、平和、自由、人権、法の

支配、市場経済という普遍的価値に基づく外交を推進してきたと承知しております。

今月七日の大臣所信で森法務大臣は、京都コン

グレスにおいて、法の支配や基本的人権の尊重といつた基本的価値を国際社会において確立させるべく指導力を發揮しますと、こう述べられました。

選択議定書を批准するための新たな法整備は実

は不要なんです。これで別の法整備をする必要はありません。国会が承認すれば批准が可能なんですか。

○高良鉄美君 是非検討を進めていただきたい

と思いますが、要するに、今のような理由もあるんです。それ以上に、国際社会からの視点で、人権の問題である、あるいは基本的価値の問題であることを考えると、指導力を是非發揮して

いただいて、もうそうでなければ、指導的にいろいろ国際社会に法の支配を訴えていくこと

は難しいんじゃないかなと想つんすけれども、是非そういう方向でまた検討を進められていくことを期待したいと思います。

次に、被爆者問題についての取組についてお伺いをしたいと思います。

二十三日に来日されましたバチカンのフランシスコ教皇が、今日までいらっしゃるんでしょう

か、被爆地の長崎と広島でスピーチをされ、核兵器廢絶に向けた力強いメッセージを発信されまし

し、来年に向けた今後の取組について、外務省の政府参考人と法務大臣にそれでお伺いしたいと思います。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。

た。被爆地は核兵器が人道的にも環境的にも悲劇的な結末をもたらすことの証人である、そういうこととか、あるいは、大勢の人々が苦しんでいることに無関心でいることは許されない、そういうたようなことが多くの人の心に響いたと思います。

被爆国の私たちがやらなければならぬことは、核廃絶への取組と核兵器の悲惨さを示す証人でもある被爆者の救済だと思います。残念ながら、広島、長崎で被爆しながら救済を受けられない方はいまだに数多くいます。

そこで、朝鮮被爆者問題についてお伺いします。広島、長崎で被爆した方の十人に一人が朝鮮半島出身者ですが、このことはほとんど知られています。朝鮮解放後に帰国された被爆者は二万三千人とも言われています。日本政府は、韓国の被爆者支援には基金を拠出しています。一方で、国交のない朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮には全く支援をしておりません。しかし、朝鮮被爆者問題の取組に関する経緯を見ると、政府は一定の取組を行っています。

お配りした資料で年表のようになつていていますけれども、一九九四年の被爆者団体との懇談会から外務省の事務次官が在朝被爆者問題について提起されています。特に小淵政権の九九年からは積極的に取り組まれていたと承知をしております。二〇〇〇年の被爆者実務代表団来日の際には、小淵総理、野中官房長官、訪朝団の団長でもいらした村山元総理がそろって面会し、被爆者問題について懇談されています。二〇〇一年三月には、外務省のアジア大洋州局参事官を団長とする在北朝鮮被爆者実態調査代団が現地を視察し、報告書がまとめられました。報告の取りまとめに携わった外務省北東アジア課によると、政府内で協議をして支援を考え、基本的には外務省が対応されると伺っています。ところが、その後の取組についてはほとんど公表されていません。

そこで、外務省に朝鮮被爆者問題についてお伺

いします。在朝被爆者について把握されている現状と、二〇〇一年の訪朝後の被爆者支援の取組について教えていただけたらと思います。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

す。御指摘の平成十三年三月、在北朝鮮被爆者実態調査代団が現地を訪問し、当時、北朝鮮に居住されている被爆者は約九百名、平均年齢は六十九歳である等の説明を受けたと承知しております。

在海外被爆者に対する対応としては、調査を行った平成十三年当時は被爆者援護法が適用されない取扱いでございましたが、その後、累次の改正を経て支援策が講じられてきたと承知しております。

○高良鉄美君 厚生労働省の政府参考人、何かありますか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(奈尾基弘君) お答え申し上げます。

御指摘の平成十三年三月の実態調査代団につきましては、今ほど外務省からお答えしたとおりでございます。

○高良鉄美君 厚生労働省の政府参考人、何かありますか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(奈尾基弘君) お答え申し上げま

す。

御指摘の平成十三年三月の実態調査代団につきましては、今ほど外務省からお答えしたとおりでございます。

在外被爆者に対する対応としては、調査を行った平成十三年当時は被爆者援護法が適用されない取扱いでございましたけれども、その後、累次の制度改正によりまして、現在は、被爆者援護法に基づき、海

外から最も寄りの領事館を経由して手帳申請や各種手当の申請は可能となつてございます。また、居住地で医療を受けた場合でも医療費の支給を実施しているところでございます。

北朝鮮につきましては、在外公館などの窓口もございませんので、北朝鮮の在外被爆者に対する支援を実施することは事实上困難ではございますけれども、厚生労働省ホームページでは、在外被爆者向けに多言語による各種申請について御案内しているところでございます。

○高良鉄美君 先ほど平均年齢六十九歳というの

十七歳ということになるんでしようか。そういう意味で、被爆者が生存されているうちに救済する必要があるんじやないかと思います。

在北朝鮮被爆者実態調査代団の一員として参加された広島原爆障害対策協議会健康管理・増進

センターの伊藤千賀子所長は、帰国後、老いた被爆者は国交正常化を待つわけにはいかないということで、国交問題とは切り離した人道支援の必要性を強調されました。

政府が公式に北朝鮮、在朝ですね、在朝被爆者問題を取り組む姿勢を明らかにしておきながら放置することは許されませんので、この問題に対し

てどのような取組をするのか、お伺いしたいと思

います。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

す。

御指摘の点に関して、被爆者が放射能による健康被害を受けたという点で人道上の問題だと考

えておる次第でございます。政府として、引き続

き、本件が重要な人道上の問題であることを踏まえ、関係省庁間で緊密に連携しながら適切に対応してまいる考えでございます。

○高良鉄美君 今の御回答を受け止めたいと思

います。今、本当に制裁で北朝鮮との関係があると

いうことで、国との関係はありますが、弱い立場

のこの被爆者の家族、またあるいは被爆者本人の

問題があつて、なかなか不利益が大きいといふこ

ともあつて、真摯に取り組んでいただけるというこ

ことで今回答を得たような形ですので、引き続き

よろしくお願いしたいと思います。

次に、共同親権についてお伺いします。

今朝も、安江委員の方からも少し関連したこと

がありました。そして、この問題は嘉田委員が本委員会で取り上げておられます、今日は事実婚の共同親権についてお伺いします。法律婚ではなく

らっしゃいます。父母共に同居して子供を養育している場合、親権は父か母かどちらかの一方の単独親権と、この事実婚の場合ではですね、子供の最善の利益を考えるならば、共同親権にしない理由はないのではないかと思います。

近年、行政サービスなどで事実婚も法律婚も同じく扱うようになつてきていますが、事実婚には共同親権を認めないことについて合理的な理由があるのか、法務大臣にお伺いしたいと思います。

よくお願いします。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のとおり、民法は、父母の婚姻中は子供の親権は父母が共同して行使すると規定する一方で、事実婚のカップルから生まれた子供の親権については父母のいずれかが単独で行使することとなります。

現行法の下で、法律婚と事実婚は相続権の有無も含めて法的な差異が設けられているところでございますが、事実婚の場合にも共同親権を認めることがあります。

ことについては、民法の法律婚制度の存在意義に遡つて慎重に検討する必要があると考えております。

○高良鉄美君 今の御回答を受け止めたいと思

います。今、本当に制裁で北朝鮮との関係があると

いうことで、国との関係はありますが、弱い立場

のこの被爆者の家族、またあるいは被爆者本人の

問題があつて、なかなか不利益が大きいといふこ

ともあつて、真摯に取り組んでいただけるといふこ

ことで今回答を得たような形ですので、引き続き

よろしくお願いしたいと思います。

次に、共同親権についてお伺いします。

今朝も、安江委員の方からも少し関連したこと

がありました。そして、この問題は嘉田委員が本委員会で取り上げておられます、今日は事実婚の共同親権についてお伺いします。法律婚ではなく

選択的夫婦別姓が実現しないことで事実婚にし

ているカップルがいます。そしてまた、やむを得ない理由により法律婚ができるないカップルもい

ります。

法務省としては、親権は子供の利益のために行

使をされるべきものであると考えておりますの

で、今後の議論の状況をしっかりと注視してまい

○高良鉄美君 ありがとうございます。

一一〇三年の十一月二十八日の法務委員会で、

当時の谷垣大臣が、事実婚の父母に共同親権を求める、そういう質問に対して、事実婚の場合は

たけれども、事実婚の場合は、子の両親、父、母、この結びつきや生活状況というのが極めて

様々であろうと思います、したがって、一定の状況を前提とした規律に親しみにくい面があるので

はないか、そう述べた上で、必ずしも単独親権が不合理な規定とは考えていないと答弁されました。

そうであればなおさら、共同親権について子供

の法的安定を図ろうとする、そういうことが法務省の役割ではないかと思います。法律婚をしてい

ても、破綻して別居している家族はあります。事

実婚でも、子供を父母と一緒に養育している家族

もあります。ですから、事実婚や法律婚といつ

た、そういう問題ではないんだろうと。

離婚後に単独親権がふさわしいという判断され

るケースも確かにあるかもしれません。しかし、最も守られなければならない子供の最善の利益と

いうことですから、事実婚であっても離婚後で

あっても共同親権があつて、場合によつてはケー

ス・バイ・ケースで単独親権といふことも、これ

はDVの問題があつたりする場合には可能とい

うことですから、事実婚であつても離婚後で

あつても共同親権があつて、場合によつてはケー

ス・バイ・ケースで単独親権といふことも、これ

○国務大臣(森まさこ君) 父母が離婚した後であつても、子供にとっては父母のいずれもが親であることは変わりはございませんので、一般論とある訴訟で、単独親権の違憲性をめぐる集団訴訟としては、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子供の教育に関わる、養育に関わることが子供の利益の観点から非常に重要なと考えていました。

先ほど申し上げた家族法研究会の第一回、十一月十五日に開催されたわけでございますが、そこでは離婚後の共同親権の制度の導入の当否が今後の重要な検討課題の一つとして確認をされております。今後、離婚後の親権の在り方について、委員が今御指摘されたDV等の事案も踏まえて、どのような制度が適切であるかが議論されることになるものと考えております。法務省としては、引き続き、この研究会において積極的に議論に参加してまいりたいと思います。

○高良鉄美君 これを前向きに御検討なさるといふふうに受け止めたいと思います。

もう既に研究会の方ではそういうような議論をされているということになりますので、是非、事実婚の方も含めまして、子供の最善の利益といふふうに受け止めたいと思います。

私は時間、近づいておりますけれども、少し前ですが、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

一貫して共同親権の問題を続けさせていただきたいと思います。

これまで、先ほどの回答で私は十分の姿勢を示されたと思いますけれども、そういうことでは非また、事実婚の共同親権についても先ほどの家族法研究会の中で議論される可能性があるということをおっしゃいましたので、よろしくお願ひいたします。

私の時間ちょっともう近づいていますけれども、もし御見解あれば示していただけたらと思います。

つい最近のニュースですが、十一月二十二日、

共同親権に関する集団訴訟が東京地方裁判所に提起されました。東京や北海道、京都など八都道府県の男女十二人が計一千二百万円の国家賠償を請求しては、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子供の教育に関わることが子供の利益の観点から非常に重要なと考えていました。

訴訟で、単独親権の違憲性をめぐる集団訴訟は初めてということです。訴えたのは子供と別居中の四十代から六十代の父母で、訴状によりますと主張し、法の下の平等や幸福追求権を保障と、子育てに意思を持つていて、しかし、司法に救済を求めても僅かな面会交流しか認められないなどと主張し、法の下の平等や幸福追求権を保障と承知をしておりました。今後、離婚後の親権の在り方について、委員が今御指摘されたDV等の事案も踏まえて、どのような制度が適切であるかが議論されることになるものと考えております。

法務省としては、引き続き、この研究会において積極的に議論に参加してまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 前向きな御答弁ありがとうございます。

この後また、かなり具体的な例に入らせていただきますが、子の連れ去り等に関わって、最高裁判所に子の引渡しに関する審判と調停の実態についてお尋ねさせていただきます。

平成三十年の子の監護事件における審判と調停件数は、司法統計によりますと、四万四千

三百四十九件とあります。そのうち、子の引渡しに関する新受件数は二千百七十六件で、そのう

ち、認容審判が下された件数はたった二百四十四件、認容審判件数二百四十四件のうち、いわゆる連

れ戻し、つまり先に子を連れ去った親から子を連れ戻す行為をしようとした親に子を引き渡した件

件数は何件か、最高裁判所さん、答弁お願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 嘉田委員にお答えを申し上げます。

御指摘の訴訟提起に関する報道があつたことは承知をしておりますが、現時点では訴状も送達されておらず、コメントは差し控えさせていただきます。

その上で申し上げますと、父母が離婚した後で

あつても、子供にとっては父母のいずれもが親であることは変わりはございません。したがって、

一般論としては、父母の離婚後も父母の双方が適

切な形で子の養育に関わることは、子供の利益の観点から非常に重要であると考えております。

もつとも、子供との面会交流等については、現行制度の下での運用の在り方については、子供の利益の観点から、必ずしも十分なものとなつていいといつた批判もあるものと承知しております。

これまで申し上げてまいりました、家族法研究会の第一回会議が本年十一月十五日に開催され、離婚後共同親権制度の導入の当否が今後の重

要な検討課題の一つであることが確認されたものと承知をしております。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

御指摘のような類型での統計は取つております。

○嘉田由紀子君 それでは、その二百四十四件のうち、父親に子供さんが引き渡された件数、これも統計はないでしょうか。もしありましたら、御示唆をお願いします。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

こちらにつきましても、御指摘のような類型での統計は取つております。

○嘉田由紀子君 先ほど来、十一月十五日から家

族法の研究会、第一回始まつたということです。

また、海外における離婚後の共同養育に関する外

國法制、制度も外務省に依頼していると伺つてお

ります。

日本における実態、数値はもちろんですけど、

数値の裏に隠れている事情をきめ細かく調査す

ります。

これが是非進めていただきたいと思うんです

けれども、せめて、少し古いものでも結構ですか。  
○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

法務省においては、我が国における父母の離婚後の子供の養育に関する法律実務家らからのヒアリングや、面会交流の支援団体を利用した方々を対象とするアンケート等を行いまして、その報告書におきましては、当事者に情報提供やアドバイスをしてくれる相談機関の充実整備の必要性や、当事者の声をできる限り反映した法制度の整備と運用の改善等が提言されておりまして、面会交流の問題の所在が明らかにされたものと評価することができると考えております。

必要であることを理解するように奨励すると。そして最後、六点目ですが、このプランは、双方の親が、教育、宗教、医療を含む重要な決定に関与し続けることを可能にすると。

そして、この恒久的子育てプランは、監護や訪問、ここではビジテーションとありますけど、そういう狭い概念からではなく、子育ての責任を強調するものであります。全体の目標とのプランの目的は、敵対心を緩和し、親が子供の最善の利益のために協調して取り組むことを奨励する。両方の親が一緒に取り組み続ければ、あなたたは、教育、宗教、医療を含む重要な決定を下すこととなるだろう。あなたたが自分の子供を養育し続けることになるのだ。

これはアメリカのテネシー州の事例で、私ども、各州の事例を集めましたけれども、基本的な方向あるいはカバーするところは極めて似通っています。そして、このテネシー州のペアレンティング・プランはこの後八項目にわたって細部まで記されておりまして、全体で九ページ。それを全て埋めないと、埋めて親がサインをし、そして弁護士さんがサインをし、最後に裁判所のサインをもらわないと、実は離婚も成立しないんだという意見があるかどうかは思いますけれども、日本では無理だろう。これは海外だけのこと、日本では無理だろう。そこで、法務大臣に御質問ですが、離婚後の親権者指定の基準の策定、これ今まで申し上げておりますけれども、片親親権、継続性の原則ばかりが裁判実務として現場で援用されておりまして、この親権者決定の基準はないに等しい。そういう中で、共同養育計画を作成を支援する仕組みをつくり、そして、できるならば行く行くは法令的

にも義務化することも含めて、政府の見解を法務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 民法七百六十六条第一項では、父母が協議上の離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など、子供の監護について必要な事項を協議で定めることとされています。

このような父母の離婚の際に子供の養育について取決めがされることは、その後の子供の健全な成長のために重要でありますし、現行法でも必要とされていますと、その割合は必ずしも高くないということも承知をしておるところでございます。

これまでにも申し上げてきましたように、家族法研究会において、協議離婚の際にこのような取決めが確実にされるようになりますために、例えば未成年者の父母については、協議離婚の要件を見直して、養育費や面会交流についてのガイダンスを受講し又は養育計画を策定しなければ離婚をすることができないことの当否などについても議論される予定であると承知しておりますので、法務省としては、引き続き、研究会における議論を注視し、また参加もしてまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

森法務大臣言及くださいましたように、七百六十一条、これは二〇一一年、当時の江田法務大臣

と妻の争いの中に子供を巻き込むべきではないから、どちらか一方的にして、そしてすつきりと養育できる方が子供にとって幸せなんだという考え方、日本にまだまだ根深いのは分かりますけれども、ただ、そこで子供が声を上げられない。

私も、個人的なことですけれども、孫が六人おりますが、本当に子供たちと接触すると、例えば、右側を見てお母さんの方を見て、私、虫嫌い。同じ場所にてお父さんの方を見て、私、虫好き、父親は虫の研究者なので。そういうようなところで、本当に子供たちはいろんな大人の顔を見ながら、そして大人に合わせてしまふ。

そこで、本当に子供にとって、まさにこのテネシー州の永久的なパートナーシップのペアレンティング、単なるビジテーション、面会交流ではありません、ペアレンティング、親として、親も成長し、そして子供の最善の利益、子供の永久の言わせん、ペアレンティング、親として、親も成長する子供の人生をつくり上げていくというところが大変大事だと思います。

次回はまた、それでは、共同養育なり、どういう子育てについての利点があるのか、また課題はどうにあるのかということを含めて続けさせていただきたいたいと思います。この問題ばかりにこだわっておりますけれども、私の方の質問、今日はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(竹谷とし子君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

十一年二月二十二日本委員会に左の案件が付託されました。面会交流につきましても、今日の、十一月二十二日に共同親権に関する集団訴訟でも言われておりますけれども、本当に形式的な月一回の監護付きの面会交流などで到底親として満足できるものではないということで、確かに一步進んでおりましたが、まだまだ、離婚したら、そんな当然、夫

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市 堀玉江 外四十九紹介議員 福島みづほ君

現民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。婚姻の際、実際には九六%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。民法を改正し、別姓を望む夫婦にはその選択を認め、選択的夫婦別姓制度を実現すべきである。百日を超える女性の再婚禁止期間は違憲とする最高裁判決(二〇一五年十二月)を受け、再婚禁止期間を六ヶ月から百日へ短縮する民法一部改正が実施された。再婚禁止期間は、再婚後の子の父親の推定重複を避けるためとされるが、実態にそぐわない推定規定のために多くの無戸籍児が生じている。父親の確定は現在DNA鑑定で可能であるから、女性の再婚禁止期間は不要であり、廃止すべきである。二〇一三年には民法の婚外子相続差別が廃止された。しかし、戸籍法には出生届に婚姻による子供かどうかの記載を義務付ける規定が残つておらず、この規定も廃止すべきである。国連女性差別撤廃委員会は、二〇〇九年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告し、二〇一六年三月にはこの勧告を遅滞なく実施するよう再度強く求めている。国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら加入する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化・女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、司法の判断も踏まえ、検討を進める」としている。

については、次の事項について実現を図られた

い。  
一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を行うこと。

第二六九号 令和元年十一月十二日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 島根県益田市 三家本美穂 外百八十八名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二七〇号 令和元年十一月十二日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 川崎市 天野充太郎 外百九十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

令和元年十一月一日印刷

令和元年十一月一日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

C